

## 第2回総会議事録（R6年2月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和6年2月29日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

### 3 委 員

出	1 徳益 吉明	出	2 柿並 マリ子	出	3 有川 はつ子	出	4 馬渡 広二
出	5 山中 美代子	出	6 重富 保(代理)	欠	7 長谷場 平	出	8 蒲生 敏朗
出	9 坂上 和秋(会長)	出	10 永田 勇作	出	11 松枝 みどり	出	12 松山 忠雄
出	13 川内 幸洋	出	14 田中 加代子	出	15 紺家 知征	出	16 永野 一美
出	17 井窪 浩一	出	18 七日市 昌子	出	19 田中 操	出	20 乙守 賢次
出	21 藤森 和代	出	22 小野 籍雄	出	23 福田 安昭	出	24 中島 学

### 4 事 務 局

局 長 原田 弘文  
主 幹 内 克文

次 長 野崎 洋一  
副 主 幹 吉國 雄一郎  
主 事 西山 竜貴

副 主 幹 齊藤 千鶴 (山之口総合支所)  
副 主 幹 川本 美緒 (山田総合支所)

副 主 幹 山波 幸二 (高城総合支所)  
副 主 幹 坂元 友明 (高崎総合支所)

### 5 付議案件

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 許可書の返戻について

報告第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告について

議案第12号 非農地証明について

議案第13号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について

議案第14号 農地法第2条による農地所有適格法人適格要件届出について

議案第15号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第16号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第17号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第18号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第19号 農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について(5条)

議案第20号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定について

議案第21号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)

## 第2回総会議事録

議長 ただ今より令和6年の第2回総会を開催いたします。本日は24名中1名の欠席で23名の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。1番委員と2番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件3件と議案10件となっています。まず報告案件ですが、3件まとめていきたいと思います。報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について、そして報告第5号許可書の返戻について、更に報告第6号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告について、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから46ページまでになります。今月は91件の通知で、236,308.00㎡の内容となっています。

次に報告第5号許可書の返戻についてですが、議案書は47ページになります。1,356.00㎡の内容で、第3条と第5条が各1件の計2件となっており、返戻理由につきましては、備考欄のとおりでございます。

続いて、報告第6号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告についてですが、議案書は48ページになります。今月は1件で、3,809.00㎡の内容となっており、これは、1月の総会で審議されました農地の売買、あっせん案件でございますが、買受人からの売買代金振込が、契約期限の日を過ぎても確認できなかったため、この案件は無効扱いとなりましたので、それを皆様にご報告するものです。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問はございませんか。

全委員 無し。(の声あり)

議長 何も無いようですので、報告第4号、5号、6号については承認するものといたします。続きまして、議案審議に入ります。最初に議案第12号非農地証明についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いします。

事務局 議案第12号非農地証明についてでございます。議案書は49ページになります。今月は4件の申請がございまして、4,354.00㎡の内容となっています。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ここでお諮りいたします。案件2番と3番につきましては、10番委員が当事者の代理人となりますので他と分けて審議したいと思います。まず、案件1番と4番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 無いようですので採決いたします。議案第12号の案件1番と4番について、許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第12号の1番と4番は許可するものと決定いたしました。それでは、10番委員の退室をお願いします。

- 10 番 委員 (退室)
- 議 長 それでは、議案第 12 号の案件 2 番と 3 番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)
- 議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 12 号の案件 2 番と 3 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)
- 議 長 全委員挙手ですので、議案第 12 号の案件 2 番と 3 番については許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の入室をお願いします。
- 10 番 委員 (入室)
- 議 長 次に議案第 13 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 13 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は 50 ページから 57 ページになります。今回は 69 件、86 筆の 54,270.66 m<sup>2</sup>の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。
- 最終確認につきましては、57 ページ下段の表のとおり山之口地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この 86 筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)
- 議 長 無いようですので採決に入ります。議案第 13 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)
- 議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 13 号については、非農地とすることに決定いたしました。
- 次に議案第 14 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 14 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出についてですが、議案書は 58 ページから 60 ページとなります。今回、五十市地区、祝吉地区、高崎地区から各 1 件計 3 件の届出がございました。調査報告については、調査報告のまとめの 2 ページに記載していますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 只今の件について何かご質問のある方はございませんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)
- 議 長 質問も無いようですので採決に入ります。議案第 14 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)
- 議 長 全委員挙手ですので、議案第 14 号については、適格であると認められました。
- 次に議案第 15 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 15 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び

許可決定についてでございます。議案書は 61 ページになります。今月は 3 件の申請がございまして、1,777.00 m<sup>2</sup>の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 3 ページに記載してあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いたします。何かござい  
ませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 15 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請  
による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願  
します。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 15 号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第 16 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題と  
します。事務局の説明をお願いたします。

事務局 議案第 16 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございます  
が、議案書は 62 ページから 74 ページになります。今月は、法人の申請が多く、52 件の申  
請がございまして、135,177.77 m<sup>2</sup>の内容となっております。調査報告につきましては、別紙  
調査報告書のまとめの 4 ページから 10 ページに記載してございます。いずれも農地法第  
3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ここでお諮りいたします。案件 4 番と 33 番につきましては、3 番委員と 10 番委員がそ  
れぞれ受人の配偶者、当事者の代理人となりますので他と分けて審議したいと思いま  
す。まず、案件 4 番と 33 番以外の案件について審議いたします。何かご質問のある方はご  
いませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 16 号の案件 4 番と 33 番以外の案件について、  
許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いたします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 16 号の案件 4 番と 33 番以外の案件は許可するものと決定  
いたしました。それでは、3 番委員の退室をお願いたします。

3 番委員 （退室）

議長 それでは、議案第 16 号の案件 4 番について審議いたします。何かご質問のある方はご  
いませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 16 号の案件 4 番について、許可決定にご  
同意いただける方は挙手をお願いたします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 16 号の案件 4 番については許可するものと決定いたしまし  
た。それでは、3 番委員の入室と 10 番委員の退出をお願いたします。

3 番委員 （入室）

10 番委員 （退室）

議長 それでは、議案第 16 号の案件 33 番について審議いたします。何かご質問のある方はご  
いませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 16 号の案件 33 番について、許可決定に

ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 16 号の案件 33 番については許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の入室をお願いします。

10 番 委員 (入室)

議 長 次に議案第 17 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 17 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 75 ページから 78 ページになります。今月は正誤表にありますとおり取下げが 1 件ありましたので 13 件の申請で、13,466.01 m<sup>2</sup>の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 11 ページから 12 ページに記載のとおりです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、この件について何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 17 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 17 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 18 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 18 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 79 ページから 90 ページになります。今月は、正誤表にありますとおり取下げが 1 件ありましたので 24 件の申請で、66,949.21 m<sup>2</sup>の内容となっています。梅北地区の工業団地で面積が大きくなっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 13 ページから 15 ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 18 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 18 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 19 号農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について (5 条) を議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 19 号農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について (5 条) でございます。議案書は 91 ページになりますが、今回 5 条での証明願が 4 件来ております。3 件が同じ土地となっており、2,200.45 m<sup>2</sup>の内容となっています。調査報告については、報告のまとめの 16 ページに記載してございます、付帯議決事項も含めてご審議方よろしくお願ひいたします。

- 議長 説明が終わりましたが、ただ今の件について何かご質問はございませんか。
- 全委員 無し（の声あり）
- 議長 無いようですので採決いたします。議案第 19 号の証明願について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全委員 （全委員挙手）
- 議長 全委員挙手ですので、議案第 19 号については承認するものと決定いたします。
- 次に、議案第 20 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第 20 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてでございますが、議案書は 92 ページから 128 ページになります。
- まず所有権移転ですが、今月は 34 件の申請がございまして、85,966.00 ㎡の内容となっております。また、認定農業者以外の取得が 1 件ございまして、議案書 107 ページの上段の案件となります。新規の方ではありません。
- 利用権設定につきましては、35 件の申請がございまして、104,129.00 ㎡の内容となっております。この公告につきましては、本日 2 月 29 日付けを予定しております。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 説明が終了しましたので、質疑に入ります。只今の件について何かございませんか。
- 全委員 無し（の声あり）
- 議長 無いようですので採決に入ります。議案第 20 号について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全委員 （全委員挙手）
- 議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 20 号については原案どおり承認されました。
- 次に議案第 21 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第 21 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）でございます。議案書は別冊 1 ページから 83 ページになります。今月は、185 件の申請で 562,305.00 ㎡の内容となっております。なお、公告につきましては、4 月 1 日付けで県の方ですることになります。以上でございます。
- 議長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。
- 全委員 無し（の声あり）
- 議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 21 号について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全委員 （全委員挙手）
- 議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 21 号につきましては原案どおり承認されました。
- これで本日予定していた議案審議はすべて承認するというところで終わりました。この他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。
- 全委員 無し（の声あり）
- 議長 特に何もございませんので、これで第 2 回の総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和6年 月 日

議事録署名委員

1番委員

---

2番委員

---

作成者 野崎 洋一